

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年1月18日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第7号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第16条指導部の款スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室の項を削り、同款の次に次の1款を加える。

京都まなびの街 生き方探究館

企画推進室

第17条指導部の款学校指導課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 京都こどもモノづくり塾（仮称）に関する事。

第17条指導部の款スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室の項を削り、同款の次に次の1款を加える。

京都まなびの街 生き方探究館

企画推進室

- (1) 京都まなびの街 生き方探究館に関する事。
- (2) スチューデントシティ及びファイナンスパークに関する事。
- (3) 生き方探究教育に関する事。

第19条第3項中「室長」の右に「、館に館長」を加える。

第20条第6項中「室長」の右に「、館長」を加える。

附 則

この規則は、平成19年1月19日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)